

大学・専門学校の学生のための駐車場及び駐輪場利用運用内規

(目的)

- 第1条 この内規は、聖隷学園駐車場・駐輪場（以下、「駐車場」、「駐輪場」という）の聖隷クリストファー大学および聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の学生（以下「学生」という）の利用について必要なことを定める。

(許可)

- 第2条 「大学・専門学校の学生のための自動車、自動二輪車、原動機付自転車ならびに自転車通学許可運用内規」に従い許可申請した上、許可された場合のみ利用が認められる。通学を認められた学生で駐車場・駐輪場使用許可にあたり、申請者数が収容台数を超える場合は、通学距離、その他の通学手段を考慮の上許可する。

(手続き)

- 第3条 駐車場・駐輪場の使用を希望する学生は所定の書類に必要事項を記入し、通学許可申請時に学生サービスセンターへ願出すること。

(許可期間)

- 第4条 原則として1年間とする。但し、自転車の通学許可申請手続きは卒業・修了までは自動更新とする。自動車及び自動二輪車・原動機付自転車は毎年通学許可申請手続きをしなければならない。年度の途中で許可された場合は、当該年度末までを許可期間とする。

(駐車位置)

- 第5条 「聖隷学園駐車場使用規則第3条（使用の範囲）」に従い法人事務局企画部管理担当・財務部及び学生サービスセンターが周知する。

(料金)

- 第6条 料金は別表のとおりとする。
- 一旦納めた登録料、使用料はいかなる理由があっても返還しない。但し、春semester（前期）の間に、休学、退学等の理由により駐車場の使用を必要としなくなった者が、駐車カードを添えて申請した場合、秋semester（後期）分の使用料を返還する。
 - 料金は学生サービスセンターに納入すること。

(注意事項)

- 第7条 駐車場の使用を許可された学生には駐車カードを交付する。
- 駐車カードは汚損、紛失しないようにすること。汚損、紛失した場合は、学生サービスセンターまで遅延なく届け出て再交付を受けること。
 - 学内においては、教職員の指示に従うこと。
 - 駐車カードは、使用許可期間途中であっても大学より指示された時には遅延なく返還すること。
 - 許可車を変更する場合は、遅延なくその旨を学生サービスセンターへ申し出ること。

(駐車場使用上の注意)

- 第8条 駐車場内での事故等について、本学は一切責任を負わないので慎重な運転を心がけること。
- 駐車カードについて、駐車場の使用を許可された者は、登校の際忘れずに駐車カードを持参すること。駐車カードがないと駐車場内には入れないので注意すること。又、他人に貸与・譲渡してはならない。
 - 駐車カードの有効期限については、駐車場の使用を許可された期間とする。4月～翌年3月迄の1年間以内とする。
 - 駐車カードの返却について、次のような事由が発生した場合は遅滞なく学生サービスセンター

へ返却すること。

- (1) 卒業する時
 - (2) 退学する時
 - (3) 駐車カードを損傷した時
 - (4) 年度途中で駐車場使用許可を取り消された時
 - (5) その他学校より返却を指示された時
5. 駐車カードの再発行について、駐車カードを紛失した場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、学生サービスセンターへ申請すること。駐車カードの再発行ができるまでは、駐車場は使用できない。料金は別表のとおりとする。
6. 駐車場使用許可の継続希望について、新年度において引き続き駐車場・駐輪場の使用を希望する場合は、学生サービスセンターに申請すること。

(罰則)

第 9 条 下記の違反等をした場合は、内容によって段階的な罰則処置を取るので注意すること。

- (1) 指定の駐車場、駐輪場に駐車しない時
- (2) 駐車カードを他人に貸与したり、他人の駐車カードを使用して駐車場に駐車した時
- (3) 駐車場利用の更新手続きをせずに、引き続き無許可で使用した時
- (4) その他注意事項を守らないなど、本学の指示に従わない時

(違反者への処置)

第 10 条 前条各号に該当した場合は、次の処置をとる。

- (1) 駐車違反ステッカー貼付、タイヤロック
- (2) 「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規 注意・指導・嚴重注意・警告及び学生懲戒処分の手順」に準ずる。

(所管)

第 11 条 駐車場および駐輪場に関する事は、法人事務局企画部管理担当・財務部及び学生サービスセンターが取り扱う。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃は、学生支援協議会の意見を聞き、大学部長会が行う。

附則 この規程は 1992 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1996 年 4 月 1 日一部改訂

附則 2000 年 4 月 1 日一部改訂 (学生サービスセンター)

附則 2002 年 4 月 1 日一部改定 (料金、違反者への処置)

附則 2018 年 4 月 1 日一部改定 (目的、駐車位置、料金、違反者への処置、臨地・臨床実習時の自動車、自動二輪車、原動機付自転車の使用、所管、改廃)

別表. <料金表>

内 訳	自動車	自動二輪車・ 原動機付自転車	自転車
登録料	卒業予定年度までの登録料を一括で納入（年間 500 円）		
使用料	（年額）18,000 円 但し、年度の途中から使用する場合は、月額 1,500 円に開始月から 3 月までの月数を乗じた金額とする。 ※大学院生は半額とし、通常の修了予定年度までの分を一括で納入する。	登録料に含む	
再交付	1,000 円（駐車カード代および事務手数料）	100 円（許可シール代）	

※登録料は、自転車から自動車など通学方法を変更した場合でも、一度納入すれば新たに納入する必要はない。公共交通機関や徒歩による通学に変更を申し出た場合は、未経過年度分を返金する。

また、登録料には、事務手数料の他、自転車・自動二輪車・原付自転車の場合は駐輪場使用料金と許可シール代（1 枚分）、自動車の場合は駐車カード代（1 枚分）と許可シール代（1 枚分）を含む。